令和７年４月２１日

令和７年第４回知内町議会臨時会議案

知　　内　　町

令和７年
第４回知内町議会臨時会議案目次

議案番号	件名	ページ
議案第　1　号	令和７年度知内町一般会計補正予算（第１号）について	3 ～ 22
議案第　2　号	知内町税条例の一部改正について	23 ～ 33
議案第　3　号	知内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例の制定について	34 ～ 35
議案第　4　号	知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	36
議案第　5　号	知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	37 ～ 38

令　和　７　年
第４回臨時会

知内町議会

議案第１号

令和７年度知内町一般会計補正予算（第１号）について

令和７年度知内町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（ 歳入歳出予算の補正 ）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７６５，１４５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，３７５，１４５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（ 地方債の補正 ）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和７年４月２１日 提出
知内町長　西　山　和　夫

第　1　表　　歳入歳出予算補正

（歳　入）　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,031,000	15,795	2,046,795
	1 地方交付税	2,031,000	15,795	2,046,795
14 国庫支出金		398,808	375,750	774,558
	2 国庫補助金	198,501	375,750	574,251
15 道支出金		486,650	13,000	499,650
	2 道補助金	178,340	13,000	191,340
20 諸収入		39,686	1,100	40,786
	5 雑入	30,986	1,100	32,086
21 町債		585,000	359,500	944,500
	1 町債	585,000	359,500	944,500
	計	5,610,000	765,145	6,375,145

（一般会計　1）

（歳　出）　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,033,013	2,125	1,035,138
	1 総務管理費	988,663	2,125	990,788
6 農林水産業費		404,884	13,052	417,936
	1 農業費	162,190	52	162,242
	2 林業費	78,196	13,000	91,196
7 商工費		75,425	1,268	76,693
	1 商工費	75,425	1,268	76,693
10 教育費		812,296	748,500	1,560,796
	5 社会教育費	57,974	748,500	806,474
13 職員等給与費		775,411	200	775,611
	1 職員等給与費	775,411	200	775,611
	計	5,610,000	765,145	6,375,145

（一般会計　2）

第 2 表　地 方 債 補 正

（1） 変 更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%		千円		%	
教育施設整備事業債	319,000	証書 又は 証券 借入	2.5 以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構・日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他については当該借入先と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	678,500	変更 なし	変更 なし	変更 なし

（一般会計　3）

歳　　入

（単位　千円）

10 款　地方交付税　　1 項　地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	2,031,000	15,795	2,046,795

目の説明

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	2,046,795	地方交付税	15,795 追加
		計	15,795 追加

歳　　入

（単位　千円）

14 款　国庫支出金　　2 項　国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
6 地方創生交付金	0	375,750	375,750

目の説明

節 区分	節 金額	説明
1 地方創生交付金	375,750	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） 375,750 追加 計　375,750 追加

歳　　入

（単位　千円）

15 款　道支出金　　2 項　道補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 農林水産業費道補助金	137,413	13,000	150,413

目の説明

節 区分	節 金額	説明
2 林業費道補助金	29,793	合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業補助金 13,000 追加 計 13,000 追加

歳　　入

（単位　千円）

20 款　諸収入　　5 項　雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	26,964	1,100	28,064

目の説明

節 区分	節 金額	説明		
1 雑入	25,091	（財）自治総合センターコミュニティ助成金	1,100	追加
		計	1,100	追加

歳　　入

（単位　千円）

21 款　町債　　1 項　町債

目	補正前の額	補正額	計
2 教育債	319,000	359,500	678,500

目の説明

節		説明		
区分	金額			
1 教育施設整備事業債	678,500	青少年交流センター涌元棟改修事業	359,500	追加
		計	359,500	追加

歳　　出

（単位　千円）

2 款　総務費　　1 項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1一般管理費	207,702	1,025	208,727				1,025

目の説明

節 区分	節 金額	説明		
8 旅費	6,940	赴任旅費	543	追加
		計	543	追加
10 需用費	4,305	PC機器等修繕費	300	追加
		計	300	追加
13 使用料及び賃借料	40,288	Adobe Acrobat Proライセンス使用料	55	追加
		勤怠管理システム利用料	127	追加
		計	182	追加

歳　　出

（単位　千円）

2 款　総務費　　1 項　総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
11自治振興費	332,486	1,100	333,586			1,100	

目の説明

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	44,054	一般コミュニティ助成事業助成金　1,100　追加 計　1,100　追加

歳　　出

（単位　千円）

6 款　農林水産業費　　1 項　農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
4農　地　費	3,352	21	3,373				21

目の説明

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	21	農地耕作条件改善事業補助金返還金（令和２年度分）　21　追加
		計　21　追加

(一般会計　11)

歳　　出

（単位　千円）

6 款　農林水産業費　　1 項　農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
6農村活性化センター・公園管理費	1,809	31	1,840				31

目の説明

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	1,467	農村活性化センター電気設備点検委託料	31 追加
		計	31 追加

歳　　出

（単位　千円）

6 款　農林水産業費　　2 項　林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
3造　林　事　業　費	32,334	13,000	45,334	13,000			

目　の　説　明

節		説　　明
区　　分	金　　額	
12 委　　託　　料	44,273	林業専用道重内2号線設計委託料　13,000　追加
		計　13,000　追加

歳　　出

（単位　千円）

7 款　商工費　　1 項　商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
5物産館管理費	16,643	168	16,811				168

目の説明

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び賃借料	168	冷凍ショーケースリース料	168 追加
		計	168 追加

歳　　出

（単位　千円）

7 款　商工費　　1 項　商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
6健康保養センター管理費	28,477	1,100	29,577				1,100

目の説明

節 区分	節 金額	説明
12 委託料	19,596	知内町こもれび温泉コミッショニング業務委託料　1,100　追加
		計　1,100　追加

歳　　出

（単位　千円）

10 款　教育費　　1 項　教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
2事務局費	100,124	0	100,124	3,250			△3,250

目の説明

節 区分	節 金額	説明		
10 需用費	2,247	印刷費	500	追加
		消耗品	200	追加
		計	700	追加
11 役務費	3,824	広告費	700	減額
		計	700	減額

歳　　出

（単位　千円）

10 款　教育費　　2 項　小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1学校管理費	69,538	0	69,538				

目の説明

節 区分	節 金額	説明		
10 需用費	19,301	修繕費	830	追加
		計	830	追加
14 工事請負費	9,000	知内小学校遊具更新工事	2,600	減額
		計	2,600	減額
17 備品購入費	2,970	知内小学校遊具購入費	1,770	追加
		計	1,770	追加

歳　　出

（単位　千円）

10 款　教育費　　5 項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
4青少年交流センター管理費	12,322	748,500	760,822	372,500	359,500		16,500

目の説明

節 区分	節 金額	説明		
12 委託料	16,533	青少年交流センター涌元棟改修工事監理委託料	7,000	追加
		計	7,000	追加
14 工事請負費	668,500	青少年交流センター涌元棟改修工事	660,000	追加
		青少年交流センター涌元棟外構工事	8,500	追加
		計	668,500	追加
17 備品購入費	73,700	青少年交流センター涌元棟管理備品購入費	33,000	追加
		大型バス購入費	40,000	追加
		計	73,000	追加

歳　　出

（単位　千円）

13 款　職員等給与費　　1 項　職員等給与費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国(道)支出金	地方債	その他	
1職員等給与費	775,411	200	775,611				200

目の説明

節		説明		
区分	金額			
1 報酬	15,388	パートタイム会計年度任用職員報酬	200	追加
		計	200	追加

令　和　７　年
第４回臨時会　　知 内 町 議 会　　議案第 ２ 号

知内町税条例の一部改正について

知内町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年４月２１日提出
知内町長　西　山　和　夫

知内町税条例の一部を改正する条例

知内町税条例（昭和47年条例第15号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（公示送達） 第18条　法第20条の２の規定による公示送達は、知内町公告式条例（昭和５年条例第２号）第３条に規定する掲示場に掲示して行なうものとする。	（公示送達） 第18条　法第20条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を知内町公告式条例（昭和５年条例第２号）第３条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。
（納税証明事項） 第18条の３　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号の規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車または２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第18条の３　施行規則第１条の９第２号の規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車または２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

現行	改正後（案）
（所得控除） 第34条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額または扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。	（所得控除） 第34条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。
（町民税の申告） 第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する雑損失若しくは純損失の金額	（町民税の申告） 第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する雑損失若しくは純損失の金額

現行	改正後（案）
の控除若しくは第34条の７第１項＿＿及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	の控除若しくは第34条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２～８　（略）	２～８　（略）
９　町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第１項第３号または第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所または寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	９　町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第１項第３号または第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所または寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。	第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　扶養親族＿＿＿＿＿＿の氏名	(3)　扶養親族又は特定親族の氏名
(4)・(5)　（略）	(4)・(5)　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の	第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の

現行	改正後（案）
規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）＿＿を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　扶養親族＿＿＿＿＿＿の氏名 (4)・(5)　（略） ２～５　（略） （施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第63条の２　施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行なわなければならない。 (1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号	規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　扶養親族又は特定親族の氏名 (4)・(5)　（略） ２～５　（略） （施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第63条の２　施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行なわなければならない。 (1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号

現行	改正後（案）
（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
2　（略）	2　（略）
（種別割の税率）	（種別割の税率）
第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)　原動機付自転車	(1)　原動機付自転車
ア　総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）年額　2,000円	ア　総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）年額　2,000円
イ　２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの年額　2,000円	イ　２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの年額　2,000円
	ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円
ウ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出力が0.8キロワットを超えるもの年額　2,400円	エ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出力が0.8キロワットを超えるもの年額　2,400円
エ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、車距（２以上の車距を有するものにあっては、その車距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の３輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第１項第13号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの年額　3,700円	オ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、車距（２以上の車距を有するものにあっては、その車距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の３輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第１項第13号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの年額　3,700円
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）
（種別割の減免）	（種別割の減免）
第89条　（略）	第89条　（略）
2　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。	2　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。
(1)　（略）	(1)　（略）

現行	改正後（案）
(2)　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）	(2)　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）
(5)　原動機の総排気量又は定格出力	(5)　原動機の総排気量又は定格出力（第82条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）
(6)～(8)　（略）	(6)～(8)　（略）
３　（略）	３　（略）
（身体障害者に対する種別割の減免）	（身体障害者に対する種別割の減免）
第90条　（略）	第90条　（略）
２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において、「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健法（昭和25年法律第123号）第32条の規定に基づく精神障害者の通院医療費の公費負担を受けている旨を証する書類及びその精神障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める１級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類で交付の日から１年を経過していないもの（以下この項において「患者票等」という。）並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者または　身体障害者と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を呈示	２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において、「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健法（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び　道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された

現行	改正後（案）
すると ともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4)　（略） (5)　運転免許証の番号、交付年月日および 有効期限ならびに運転免許の種類および条件が附されている場合にはその条件 (6)　（略）	免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示すると ともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4)　（略） (5)　運転免許証又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限ならびに運転免許の種類および条件が附されている場合にはその条件 (6)　（略） ３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。
３　（略） ４　（略） （特別土地保有税の減免） 第139条の３　（略） ２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3)　（略） ３　（略） （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第149条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、	４　（略） ５　（略） （特別土地保有税の減免） 第139条の３　（略） ２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3)　（略） ３　（略） （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第149条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、

現行	改正後（案）
氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3)　（略） 附　則 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 第10条の２　（略） ２～22　（略） 23　法附則第15条第37項に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。 24　法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は２分に１とする。 25　法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は３分の１とする。 26　法附則第15条第42項に規定する町の条例で定める割合は４分の３とする。 27・28　（略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の３　（略） ２～13　（略） 14　（略） 15　（略）	氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3)　（略） 附　則 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 第10条の２　（略） ２～22　（略） 23　法附則第15条第36項に規定する町の条例で定める割合は３分の２とする。 24　法附則第15条第37項に規定する町の条例で定める割合は２分に１とする。 25　法附則第15条第40項に規定する町の条例で定める割合は３分の１とする。 26　法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は４分の３とする。 27・28　（略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の３　（略） ２～13　（略） 14　町長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。 15　（略） 16　（略） （加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例） 第16条の２の２　令和８年４月１日以後に第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若

現行	改正後（案）
	しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第１号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第１号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 (1)　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法 (2)　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 ２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 ３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるもの

現行	改正後（案）
	とする。 ４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1)　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2)　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第34条の2、第36条の2第1項、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定　令和8年1月1日

（2）附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定　令和8年4月1日

（3）第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条　この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条　新条例第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

２　令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（法第314条の2第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　第36条の3の2第1項の規定は、第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条　新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の

種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第6条　次項に定めるものを除き、附則第1条2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

令 和 7 年
第４回臨時会

知内町議会

議案第 3 号

知内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例の制定について

知内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例を次のように定める。

令和７年４月２１日提出
知内町長　西　山　和　夫

知内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例

(趣旨)

第１条　この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。) 第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって町が定めるもの(以下「持続的発展計画」という。)に記載された産業振興促進区域(同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。)内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第 23 条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。)をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第２条　町長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 12 条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 4 項の表の第 1 号の下欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が 5,000 万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資

産税について課税免除をする。

(1)　製造業又は旅館業　500 万円(資本金の額等が 5,000 万円を超え 1 億円以下である法人が行うものにあっては 1,000 万円とし、資本金の額等が 1 億円を超える法人が行うものにあっては 2,000 万円とする。)

(2)　情報サービス業等又は農林水産物等販売業　500 万円

(課税免除の期間)

第 3 条　前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 か年度とする。

(課税免除の申請)

第 4 条　第 2 条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年の 1 月 31 日までに、次の各号に掲げる事項を記載した固定資産税免除申請書を町長に提出しなければならない。

(1)　工場及び旅館の所在地、事業の内容及び操業及び営業開始の年月日

(2)　適用設備の取得時期、取得価格及び設備の明細並びにこれを当該事業の用に供した日及びこれに伴って増加する常用雇用者の数

(3)　土地については、当該土地の取得時期、面積及び取得価格の明細

(4)　その他町長が必要と認める事項

(課税免除の取消)

第 5 条　町長は、第 2 条の規定により課税免除を受ける者が、次の各号に該当するときは当該課税免除を取り消すことができる。

(1)　第 2 条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。

(2)　虚偽の申請その他不正の行為があったとき。

(補則)

第 6 条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止）

2　知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年条例第 18 号）は廃止する。

令　和　７　年
第４回臨時会

知内町議会

議案第４号

知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年４月２１日提出
知内町長　西　山　和　夫

知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（指定介護予防支援の業務の委託） 第14条　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第１号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4)　（略）	（指定介護予防支援の業務の委託） 第14条　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第１号イ　に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4)　（略）

附　則
この条例は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

令　和　７　年
第４回臨時会

知内町議会

議案第５号

知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年４月２１日提出
知内町長　西　山　和　夫

知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第４項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 （地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数） 第４条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2)　（略）	（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第５項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 （地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数） 第４条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生労省第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ）は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2)　（略）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>(3)　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第２号において「省令」という。）第140条の68第１項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者　１人</td><td>(3)　主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。　　）その他これに準ずる者　１人
２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</td></tr>
<tr><td>２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。
(1)　（略）
(2)　前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（省令第140条の66第１号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。）において認められた場合
(3)　（略）
<table>
<tr><th>（略）</th><th>（略）</th></tr>
<tr><td>おおむね1,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr>
<tr><td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr>
<tr><td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr>
</table></td><td>３　第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。
(1)　（略）
(2)　第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会　　において認められた場合
(3)　（略）
<table>
<tr><th>（略）</th><th>（略）</th></tr>
<tr><td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr>
<tr><td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr>
<tr><td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。